

各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

### 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」ご案内

平素は、当支部の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設業界においては、技術革新の急速な進歩や労働力不足、労働者の高齢化など、様々な環境変化がおきており、これに伴う労働災害の増加が懸念されています。また、職長等は、建設現場などで直接労働者を指揮・監督・指導する立場にあるため、安全衛生向上に努め、労働災害を防止するという重要な役割を担っています。

こうした状況を踏まえ、このたび（平成 29 年 2 月 20 日付け）厚生労働省より、建設業に従事する職長及び安全衛生責任者に対し、概ね 5 年ごと（又は機械設備等に大幅な変更があった場合）に、「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育」の実施を推進するよう、新たにカリキュラムその他を定めた通達文書により都道府県労働局及び関係団体等に通知されました。

このようなことから、従来から当協会でも推進してきた「職長・安全衛生責任者教育」を修了した方を対象にした本教育を実施することによって、職長等による災害防止活動のレベルアップを図ることを目的とします。

#### 記

#### 1. 開催日時・場所

日 時	会 場
平成30年 9月12日（水） 9：00 ～ 16：30	滋賀県建設会館 大津市におの浜 1 丁目 1-18

#### 2. 受 講 料

会 員 8,450 円(テキスト代含む)

非会員 8,950 円(テキスト代含む)

#### 3. 対 象 者

- ・職長・安全責任者等の職務に従事することとなった後概ね 5 年経過した方、又は機械設備等に大幅な変更があった場合

#### 4. 教 育 内 容

平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号に基づく教育

## 5. 申 込 書 類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。

URL：<http://www.yumeken.or.jp/> →トップページ右の講習会等→建災防主催をクリック

## 6. 受 講 申 込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカラー写真等も不可)を貼付し、本人確認書類(免許証等現住所の確認できるもの)写しを添えてお申し込み下さい。
- (2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し(講習会名記入)を添付してお申し込み下さい。
- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。
- (4) 申込受付は、講習初日の10日前もしくは **定員50名** になり次第締め切ります。

## 7. 申 込 方 法

### 郵 送

〔共通〕下記口座に受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送

- 振込先 口座：滋賀銀行本店(普通) 755278  
名義：建設業労働災害防止協会滋賀県支部

### 窓 口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口まで

〔非会員〕建災防滋賀県支部窓口まで

## 8. 問 合 せ 先

〒520-0801 大津におの浜 1-1-18

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

TEL 077-522-3232 FAX 077-522-7743

## 9. 修 了 証

建災防滋賀県支部から「職長・安全衛生責任者能力向上教育」修了証を、後日交付いたします。

### ※遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。